

生坂村地域活性化起業人(副業型) 募集要項

令和 7 年6月 26 日

生坂村では、総務省の地域活性化起業人(副業型)制度を活用し、副業人材が有する専門的な知見や経験、人脈を活かして、地方創生業務等にご支援・ご協力いただける副業人材を募集します。

1. 地域活性化起業人(副業型)制度の概要

地域活性化企業人(副業型)制度は、三大都市圏に所在する民間企業等に所属する個人と地方圏の地方自治体が協定を結ぶことにより、専門的なノウハウや知見を活かして地域活性化を図る取組に対して総務省が財政支援を行う制度です。

2. 募集対象

- (1)令和 7 年 4 月 1 日時点で 25 歳以上の方
- (2)三大都市圏内の民間企業等に所属している方
- (3)心身ともに健康で、積極性・協調性を有し、地域住民と協力しながら地域活性化に取り組める方

3. 主な業務

地域課題の解決と持続可能な地域づくりに関する業務

- (1)地域脱炭素化の推進に関する業務
- (2)移住定住の促進に関する業務
- (3)地域防災力の強化に関する業務
- (4)その他地方創生に関する業務

4. 配属先

生坂村役場 総務課

5. 従事期間

令和 7 年8月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日(予定)

※活動実績等を勘案したうえで双方の意思により年度単位で更新し、最長3年まで延長することができます。

6. 募集人員

1名

7. 費用負担

副業期間中に要する報償費等に係る経費と、移動に係る旅費として、それぞれ年間 100 万円を限度(合計の上限 200 万円)として予算の範囲内で負担します。

※報償費：月額 8 万円

※副業の開始が年度途中となる場合は、月割りで計算します。

8. 勤務形態

月 4 日以上かつ月 20 時間以上業務に従事することとし、うち生坂村内で月 1 日以上滞在していただきます。（具体的な勤務日時は応相談）

9. 応募期間

令和 7 年7月1日(火)～令和 7 年7月 11 日(金)

10. 応募方法

以下の書類を生坂村役場総務課に電子メールまたは郵送により提出してください。

(1) 申込書(指定様式)

(2) 承諾書(任意様式)

11. 選考の流れ

書類選考のうえ、7月中旬に結果を応募者に通知します。

※可否の理由等に関してはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

12. その他

- ・ 他の自治体で地域活性化起業人に任用されている方は、応募できません。
- ・ 毎月「活動報告書」をご提出いただきます。
- ・ 総務省の地域活性化起業人制度推進要綱、チェックシート等をご確認ください。
- ・ 上記に記載のない事項については、協議の上で決定します。

13. お申し込み・お問い合わせ

生坂村役場 総務課

〒399-7201 長野県東筑摩郡生坂村 5493 番地2

電話：0263-69-3111 FAX：0263-69-3115

電子メール：soumu@vill.ikusaka.nagano.jp